

2004年春版

電 気 通 信 機 器 基 準 認 証 制 度 マ ニ ュ ア ル

Manual for Technical Regulations Conformity
Certification System of Telecommunication Terminal
Facility and Radio Equipment

総 務 省

Ministry of Public Management, Home Affairs,
Posts and Telecommunications
J A P A N

はじめに

電気通信事業法及び電波法に基づく電気通信機器（端末機器及び特定無線設備）に対する基準認証制度は、電気通信ネットワークの損傷の防止、電波の混信の防止等、電気通信機器の安全性・信頼性の確保と端末設備のネットワークへの接続の円滑化、無線局の免許手続きの簡素化等に大きな役割を果たしてきた。

近年は、技術革新及び製品流通のグローバル化に伴い、製造業者等は激しい競争の中で取引先から高い品質の確保が求められる環境となっており、基準認証制度に対するコンプライアンス（法令遵守）を維持しながら、品質管理に関する国際規格の認証を自主的に取得する企業が増加している。また、国際分業体制の進展に伴い、円滑な機器流通の観点から我が国と欧州、シンガポールとの間でM R A協定が結ばれたところであり、国際間の企業競争も激化する方向にある。

また、事前規制型行政から事後チェック型行政への転換が政府全体として求められているなか、企業の自己責任原則を信頼し、国の事前の関与を最小限としつつ、回収命令、罰則強化などの事後措置の拡充を前提とし、民間業者の自己確認・自己責任を原則とする基準認証制度に移行することが、政府全体の規制改革の基本的な方向となった。

このため、総務省は、平成 15 年の第 156 回国会において電気通信機器の基準認証制度を改正する法律案（電波法の一部を改正する法律案、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律案）を提出し成立され、平成 16 年 1 月 26 日に両法が同時に施行されたところである。

本冊子は、上記の経緯をふまえ、制度改正後の電気通信機器の新しい基準認証制度を理解する一助となることを期待して作成したものである。具体的な制度の仕組みや手続について本冊子は参考として位置づけられたい。

（注）本冊子は、関係者の基準認証制度の理解を促進することを目的とした参考資料として作成したものです。特定事項の法令適用に関するご確認は、総務省の制度担当者までお願いします。また、本内容は予告なしに改編する場合がありますのでご了承ください。

なお、本文中の電気通信事業法の条番号は、上記改正法律案の第 2 条による改正後のものです。

目次

第1章 制度改正の経緯-----	1
1. 「端末機器及び特定無線設備の基準認証制度に関する研究会」-----	1
2. 政府決定-----	1
3. 法律改正-----	2
4. 政省令等の改正-----	3
第2章 電気通信機器の基準認証制度-----	6
1. 基準認証制度とは-----	6
2. 電気通信機器の基準認証制度-----	6
3. 電波法における基準認証制度の概要-----	6
4. 電気通信事業法における基準認証制度の概要-----	10
5. M R A法における基準認証制度の概要-----	13
第3章 登録証明機関による技術基準適合証明及び登録認定機関による技術基準適合認 定の手続-----	15
1. 証明（認定）を受けるまでの手続-----	15
2. 証明（認定）を受けた後の手続（変更届出の義務）-----	18
3. 事後措置-----	18
第4章 登録証明機関による工事設計認証及び登録認定機関による設計認証の手続-----	21
1. 認証を受けるまでの手続-----	21
2. 認証を受けた後の手続-----	23
3. 事後措置-----	26
4. 外国取扱業者-----	29
第5章 特別特定無線設備の技術基準適合自己確認を行おうとする者及び特定端末機器 の技術基準適合自己確認を行おうとする者の手続-----	31
1. 届出の手続-----	31
2. 届出後の手続-----	41
3. 事後措置-----	43
第6章 特定無線設備の特性試験の試験方法及び端末機器の試験の試験方法-----	48
第7章 新しい基準認証制度に関するFAQコーナー-----	49
参考資料編-----	88

第1章 制度改正の経緯

1. 「端末機器及び特定無線設備の基準認証制度に関する研究会」

総務省は、電気通信機器の基準認証制度に自己確認制度（いわゆる自己適合宣言制度）を導入することを目的に、対象となり得る機器の範囲、必要な事後措置等を含む電気通信機器の基準認証制度全般の在り方について検討を行うことを目的として、「端末機器及び特定無線設備の基準認証制度に関する研究会」を開催した。

研究会は計2回のパブリックコメントを実施し、8回の審議を経て研究会報告書をまとめ、平成14年12月16日に公表した。報告書は、電気通信機器の基準認証制度をめぐる環境変化等を背景として新たな基準認証制度の導入を謳い、民間主導による効率的な基準認証制度の構築及び社会的な安全弁としての機能の維持・向上を前提として、国の証明・認定制度から、国により登録を受けた民間の第三者認証制度及び製造業者又は輸入業者による自己適合宣言制度への移行案を示した。

http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/policyreports/chousa/tanmatsu/index.html

開催期間：平成14年5月20日～同年12月5日

研究会の構成員：（敬称略、五十音順）

井須雄一郎（財団法人日本適合性認定協会 専務理事）、伊東晋（東京理科大学理工学部教授、座長代理）、宇賀克也（東京大学大学院法学政治学研究科教授、座長）、鎌田環（国民生活センター商品テスト部調査役補佐）、神崎慶治（財団法人テレコムエンジニアリングセンター専務理事）、左藤清（KDDI株式会社 技術開発本部電波部長）、佐野真理子（主婦連合会事務局次長）、清水博（東日本電信電話株式会社 技術部長）、成宮憲一（東日本電信電話株式会社 技術部長：清水委員の後任）、田中好男（財団法人電気通信端末機器審査協会 専務理事）、林豊（通信機械工業会 専務理事）、池田茂（情報通信ネットワーク産業協会 専務理事：林委員の後任）、堀崎修宏（社団法人情報通信技術委員会 専務理事）、若尾正義（社団法人電波産業会 専務理事）

事務局：総合通信基盤局電気通信事業部電気通信技術システム課、同局電波部電波環境課

2. 政府決定

「規制改革推進3カ年計画」（改定版、平成14年3月29日閣議決定）

基準認証等の見直しとして、「国は基準の設定及び当該基準の遵守状況の監視等を行うにとどめ、対象分野の特性を踏まえた事後措置を整備した上で、事業者の自己確認・自主保安とすることについて検討を行う」とされており、電波法における特定無線設備の技術基準適合証明及び電気通信事業法における端末機器の技術基準適合認定についても、平成14年度中に結論を得ることとされた。

「e-Japan 重点計画 2002」（平成 14 年 6 月 18 日 I T 戦略本部決定）

重点政策 5 分野の「1. 世界最高水準の高度情報通信ネットワークの形成」の具体的施策として、「通信端末機器等の基準認証に関する自己適合宣言制度の導入」について提示され、電話機やモデム等の通信端末機器の技術基準適合認定制度及び P H S 等の特定無線設備の技術基準適合証明制度については、諸外国との整合性を図る観点から、回収命令、罰則強化などの事後措置の拡充強化を前提とした自己適合宣言制度の導入について、対象分野の特性を踏まえて検討を行い、2002 年度中に結論を得ることとされた。

「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」（平成 14 年 3 月 29 日閣議決定）

「公益法人が国の代行機関として行う検査・検定等の事務については、事業者の自己確認のみに委ねることが適当でないときは、法令等に明示された一定の要件を備え、かつ、行政の裁量の余地の無い形で国により登録された公正・中立な第三者機関による検査・検定等の実施とする」とされ、法改正が必要となる措置については、「原則として、平成 15 年度中に実施する」とこととされた。

「中長期における電波利用の展望と行政が果たすべき役割 - 電波政策ビジョンについて情報通信審議会から答申 - 」（平成 15 年 7 月 30 日情報通信審議会答申）

無線端末の円滑な普及促進を図る観点から、技術基準適合自己確認制度の円滑な定着を推進し、技術基準に適合していない機器に対する情報収集、立入検査、命令等の事後措置を充実させる等の政策と課題が提言された。

http://www.soumu.go.jp/s-news/2003/030730_5.html

3 . 法律改正

3 . 1 特定無線設備の基準認証制度関連

政府は平成 15 年 2 月 10 日、無線機器の迅速な市場投入を促進し、経済活性化及び国際競争力強化に資するため、無線設備の技術基準適合性を製造業者等が自ら確認する制度を新設するとともに、総務大臣又は指定証明機関が行う技術基準適合証明等について総務大臣の登録を受けた者が行うこととする等の電波法の一部を改正する法律案を国会に提出した。

国会での審議の結果、衆議院は同年 5 月 9 日に可決、参議院は 5 月 30 日に可決され、6 月 6 日に公布された。

【法律案の骨子】

- (1) 総務大臣が認定した認定点検事業者が無線設備等の点検を行う制度を改め、総務大臣の登録を受けた者が点検を行う制度とし、当該事業者に対する監督規定を整備。
- (2) 総務大臣又は指定証明機関が特定無線設備について技術基準適合証明を行う制度を改め、総務大臣の登録を受けた者が技術基準適合証明を行う制度とし、当該登録を受けた者等に対する監督規定を整備。

- (3) 特定無線設備のうち、混信その他の妨害を与えるおそれが少ないものについて、製造業者等が一定の検証を行い、技術基準適合性を自ら確認できることとする制度を新設するとともに、確認をした製造業者等に対する監督規定を整備。
- (4) 特定周波数変更対策業務に係る既開設局の免許人に適用される電波利用料の料額を、当該業務が実施される期間内の各年度においては、通常の電波利用料の金額に、一定の金額を加算した金額とすることとする。

3.2 端末機器の基準認証制度関連

平成 15 年 3 月 17 日、端末機器分野においても、先に述べた特定無線設備分野と同様な趣旨から、端末機器の技術基準適合性を製造業者等が自ら確認する制度を新設するとともに、総務大臣又は指定認定機関が行う技術基準適合認定等について総務大臣の登録を受けた者が行うこととする等の電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律案を国会に提出した。

国会での審議（参議院先議）の結果、参議院は 5 月 23 日に可決、衆議院は 7 月 17 日に可決され、7 月 24 日に公布された。

【法律案の骨子】（端末機器の基準認証制度関連）

- (1) 端末機器のうち、他者の通信に妨害を与えるおそれが少ないものについて、製造業者等が一定の検証を行い、技術基準適合性を自ら確認できることとする制度を新設するとともに、確認をした製造業者等に対する監督規定を整備。
- (2) 総務大臣又は指定認定機関が端末機器について技術基準適合認定を行う制度を改め、総務大臣の登録を受けた者が技術基準適合認定を行う制度とし、当該登録を受けた者等に対する監督規定を整備。
- (3) その他
認定試験事業者制度の廃止等、所要の規定を整備。

4 . 政省令等の改正

4.1 特定無線設備の基準認証制度関連

「特定無線設備の特性試験の方法（案）」の制定に対する意見募集（パブリックコメント）の実施（平成 14 年 8 月 1 日～8 月 28 日）

http://www.soumu.go.jp/s-news/2002/020801_1.html

特定無線設備の技術基準適合証明に関する規則の全部を改正する省令案及び電波の利用状況の調査等に関する省令の一部を改正する省令案に対する意見の募集（パブリックコメント）の実施（平成 15 年 8 月 18 日～9 月 8 日）

http://www.soumu.go.jp/s-news/2003/030818_2.html

認定点検事業者等規則の一部を改正する省令案及び電波法関係審査基準の一部改正案に対する

意見の募集（パブリックコメント）の実施（平成 15 年 10 月 16 日～11 月 14 日）

http://www.soumu.go.jp/s-news/2003/031016_2.html

電波監理審議会（第 875 回）へ諮問（平成 15 年 9 月 10 日）

電波法施行規則、無線局免許手続規則、無線設備規則、特定無線設備の技術基準適合証明に関する規則、無線従事者規則、測定器等の較正に関する規則及び電波の利用状況の調査等に関する省令の各一部を改正する省令案について（諮問第 31 号）

http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/policyreports/denpa_kanri/030910_2.html

電波監理審議会意見の聴取（平成 15 年 10 月 8 日）

電波監理審議会答申（平成 15 年 11 月 12 日）

諮問した省令案については、審議した結果、適当である旨の答申を受けた。

http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/policyreports/denpa_kanri/031112_2.html

特定無線設備の技術基準適合証明に関する規則の全部を改正する省令案及び電波の利用状況の調査等に関する省令の一部を改正する省令案に対する意見募集の結果の公表（平成 15 年 11 月 10 日）

http://www.soumu.go.jp/s-news/2003/031110_1.html

4.2 端末機器の基準認証制度関連

「端末機器の技術基準適合認定及び設計についての認証に関する規則の全部を改正する省令案、端末設備等規則の一部を改正する省令案及び電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案」に対する

・意見募集（パブリックコメント）の実施（平成 15 年 10 月 10 日～10 月 31 日）

http://www.soumu.go.jp/s-news/2003/031010_3.html

・意見募集（パブリックコメント）の結果の公表（平成 15 年 11 月 17 日）

http://www.soumu.go.jp/s-news/2003/031117_1.html

情報通信審議会情報通信技術分科会へ諮問（平成 14 年 9 月 30 日）

「IP・ブロードバンド時代に対応した電気通信事業関係の電気通信設備に係る技術的条件」（諮問第 2011 号）

本件諮問のうち、「端末設備の技術的条件」に対する

・意見募集（パブリックコメント）の実施（平成 15 年 6 月 17 日～7 月 14 日）

http://www.soumu.go.jp/s-news/2003/030617_5.html

・意見募集（パブリックコメント）の結果の公表（平成 15 年 9 月 26 日）

http://www.soumu.go.jp/s-news/2003/030926_9.html

・情報通信審議会答申（平成 15 年 9 月 30 日）

http://www.soumu.go.jp/s-news/2003/030930_6.html

本件諮問のうち、「端末設備の測定方法」に対する

・意見募集（パブリックコメント）の実施（平成 15 年 8 月 8 日～9 月 1 日）

http://www.soumu.go.jp/s-news/2003/030808_4.html

- ・意見募集（パブリックコメント）の結果の公表（平成 15 年 9 月 26 日）

http://www.soumu.go.jp/s-news/2003/030926_12.html

- ・情報通信審議会答申（平成 15 年 9 月 30 日）

http://www.soumu.go.jp/s-news/2003/030930_6.html